



# 湯梨浜町住宅等取得 仲介手数料補助金



## 1 補助の概要

■住宅の購入や住宅用地の取得に要した仲介手数料の一部を助成します。

※住宅居住日が属する年度の3月31日、または居住日から6カ月が経過する日のいずれか遅い日までに申請してください。

## 2 申請ができる方

■住宅の購入や住宅用地を取得された方で仲介手数料を支払った方で、次の①②のいずれかに該当する方

①住宅を取得し、当該住宅に居住した方

②住宅用地を取得後、1年以内に当該住宅用地に住宅を建築し居住した方

## 3 補助の対象

■住宅及び住宅用地の購入に係る仲介手数料

## 4 補助金額

補助金額：補助対象経費の1/3（※1,000円未満切り捨て）

補助上限額：13万円

## 5 補助の要件等

■補助金の交付を受けてから、5年以上当該物件に居住すること。

■市町村税の滞納が無いこと。

※申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

【詳しくは下記までお問い合わせください】

湯梨浜町役場デジタル・みらい戦略課 〒682-0723 湯梨浜町大字久留 19-1

[電話] 0858-35-3141 [電子メール] ymirai@yurihama.jp

# 補助申請に必要な書類

■湯梨浜町住宅等取得仲介手数料補助金交付申請書（様式第 1 号）

■契約書の写し

■請求書等仲介手数料の額が分かる書類

■領収書の写し

■市町村税の納税証明書

■住民票の写し

■その他町長が必要と認める書類